

別表（第5条関係）

区 分		農地法 3条	農地法 4条	農地法 5条	農地法 18条	非農地 証明	農地 改良	租特法 70条の4	租特法 70条の6	買受適格証明		転用制 限外農 地	主たる 従事者 証明
										3条	5条		
(1)	委任状（代理人の場合）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)	土地全部事項証明書（相続の未登記により申請者と登記簿上の所有者が異なる場合は戸籍謄本等相続関係を示すもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3)	住民票又は住居表示証明（登記簿上の住所と異なる場合）	○	○	○						○	○		○
(4)	公図及び位置図	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
(5)	印鑑証明書				○					○	○		
(6)	営農計画書	○								○			
(7)	譲受人の耕作証明（譲受人が市外在住の場合）	○								○			
(8)	都市計画法第29条の開発許可（開発許可が必要な場合）		○	○									
(9)	利害関係人の同意書		○	○							○		
(10)	法人の登記簿謄本及び印鑑証明書（法人の場合）	○	○	○						○	○		
(11)	遺産分割協議書の写し（相続登記未了の場合）								○				
(12)	相続関係を表示するもの（相続登記未了の場合）							○	○				
(13)	その他農業委員会が指示するもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※県知事許可は上記以外に、県農地法施行細則に掲げる書類を添付するものとする。

※添付書類の部数は、県知事許可は各2部、農業委員会許可及び届出は各1部。